

保護者 様

大津市教育委員会
教育長 島崎 輝久

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休校期間延長に伴う児童の臨時預かりについて
(お知らせ)

本市では、緊急事態宣言の全国拡大や本市における感染者の増加などの状況を踏まえ、市立小中学校において臨時休校期間を延長することといたしました。

保護者の皆様の就労状況や学童保育所等の受け入れ状況などを踏まえ、「臨時預かり」をすることとします。

ただし、これまでの臨時休校中よりもさらに厳しい状況にあるため、医療従事者などの社会的要請により勤務が必要な方など、やむを得ず保護者が学校での受け入れを希望される場合のみの「臨時預かり」といたします。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

預かりを希望される場合は、下記の事項をご確認していただき、別紙の「臨時預かり依頼書」を5月1日(金)までに各学校へご提出ください。

記

- 1 期間 令和2年5月7日(木)から5月31日(日)までの平日
※臨時休校の期間で土・日、祝日を除く
- 2 時間 午前8時00分から午後3時30分まで
- 3 対象者 次の3つの条件を全て満たす場合を対象とします。
 - (1) 小学1、2年生の児童
 - (2) 保護者等が医療従事者などの社会的要請による勤務等でやむを得ず保育ができない場合
 - (3) 祖父母等の支援が受けられない場合

※ 特別な事情があり、やむをえず臨時預かりを希望される場合は、学校へご相談ください。

※ 児童、同居者において咳や鼻水、喉の痛みなどの風邪症状や発熱などがある場合はお預かりすることができません。
- 4 場所 在籍している小学校
- 5 注意事項
 - (1) 保護者等が児童を学校まで送迎してください。児童だけによる登下校はできません。
 - (2) 児童を教職員に確実に引き渡してください。
 - (3) 学校での急な体調不良やけがなどに備え、学校からの連絡が確実につくようお願いします。
 - (4) 期間中は給食がありませんので、弁当とお茶を持参してください。
 - (5) 感染拡大の予防のため、児童のマスク着用とアルコール消毒液(ウェットティッシュ)などの持参にご協力ください。また、保護者等が来校される際もマスクの着用にご協力ください。
 - (6) 感染状況により、臨時預かりを中止する場合があります。
- 6 その他 臨時預かりは、臨時休校中の学習を補うものではありません。ご理解ご協力をお願いします。